

請 願 文 書 表

受理年月日	令和３年２月１５日	請 願 者	近江八幡市池田本町
受理番号	請 願 第 ２ 号		近江八幡市平和委員会 石 井 学
請 願 件 名	日本政府に核兵器禁止条約に参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める 請願		
請 願 要 旨	【請願趣旨】 ２０１７年７月、国連で核兵器禁止条約が採択されて以来、核兵器廃絶を訴え続けた被爆者をはじめ国内外の広範な市民社会の運動と国際的な世論の広がりを受け、昨年２０２０年１０月２４日、批准国が５０カ国となりました。この条約の発効に必要な条件を満たし、ついに、今年２０２１年１月２２日に発効の運びとなりました。これによって核兵器は、開発、実験、製造、保有、貯蔵、使用、威嚇など、すべての活動が国際法によって違法とされたのです。条約は、核兵器について破滅的な結果をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであるとしています。 一方で、世界にはなお多くの核兵器が配備・貯蔵され、核大国は自国の核を「安全の保障」を理由に、禁止条約に反対しています。その結果、今も世界中に約１万４０００発もの核兵器がありますが、果たして「核兵器のある世界」が「核兵器のない世界」よりも安全と言えるのでしょうか。意図的であれ、偶発的であれ核爆発が起ってしまったら破滅的な悪夢が待っています。それ故、多くの国々が禁止条約を支持し、核保有国や核依存国の中にも核兵器の廃絶を求めている多くの人々がいます。 日本政府は「核抑止力」は必要だ、「アプローチが違う」などと言って、この条約に反対し続けています。しかし、条約への参加を求める国民世論は今や７割を超え、自治体の約３割にあたる５３１地方議会（２月２日現在）が住民の意思として、政府に禁止条約への参加を求める意見書を採択しています。 ここ近江八幡市でも、平和や核兵器廃絶に向けての取り組みが展開されてきました。１９８７年には、旧近江八幡市で「湖国文化都市近江八幡」平和都市宣言、１９９４年に旧安土町で平和都市宣言が策定されています。合併後の新近江八幡市では、被爆７０年の節目の年である２０１５年に新たに「核兵器廃絶平和都市宣言」が策定されました。また、２０１０年には市長が平和首長会議に加盟し、２０１３年からは毎年の夏、原爆パネル展が庁舎ロビーで開催されてきました。こうした平和を愛する近江八幡市から日本政府に対し、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めていただきたいと考えるものです。 以上の理由により、貴議会として国に対し、意見書を提出していただくよう請願します。		
紹介議員	竹尾 耕児 玉木 弘子		